



## 社会支援ミニ情報

# 補装具作成の費用

病院に入院したり、外来通院をしたりされていると、短下肢装具、車椅子、コルセット、杖などを目にされたり、使用される方がいらっしゃると思います。「補装具」、「治療材料」や「日常生活用具」と呼ばれるようなものがあります。また、利用する制度には優先順位があり、「損害賠償」「労災」「介護保険」「障害者総合支援法」など、その方に合わせた利用が必要になります。



### 治療材料

治療材料は、「四肢・体幹の変形や機能障害を矯正治療することを目的としたもの」であり、加入している健康保険に医療費の一部として請求する方法です。入院費や外来の診療費とは別扱いになります。基本的には全額業者へ立て替え払いをしていただき、医師の「証明書」、業者の「領収書」を健康保険の窓口へ提出します。申請が認められると、保険適用分（3割負担なら7割）が還付されます。さらには、障害者医療費助成制度を受けている方は、お住いの市町村で手続きをすれば最終的に医療費と同様の負担額（10割助成の方は全額）まで還付となる場合がありますのでご確認ください。また、労災保険で治療を受けている方は、管轄の労働基準監督署に、「療養（補償）給付の書式」と「領収書」を申請して認められると全額が還付となります。

### 障害者総合支援法

補装具は、障害者総合支援法において、「①障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること」、「②障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること」、「③医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること」などと定義されています。



補装具の作製には、作製前に必要な書類等を準備して、市町村の窓口へ申請を行い、都道府県や政令市の判定・支給決定を受ける必要があります。また、市町村・種目により助成制度や必要書類などの手続きが異なる場合がありますので、市町村の障害福祉課やソーシャルワーカーへご相談ください。

## 日常生活用具

障害者総合支援法の地域生活支援事業に含まれ、「障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業」になります。種目としては、特殊寝台（ベッド）などの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具などの「自立生活支援用具」、吸引器などの「在宅療養等支援用具」、点字機器などの「情報・意思疎通支援用具」、ストーマなどの「排泄管理支援用具」、住宅改修費などの「居宅生活動作補助用具」の6つがあります。また、対象者や手続き等が種目により異なりますので、お住いの市町村障害福祉課や担当ソーシャルワーカーへご相談ください。

## 介護保険との関係

介護保険制度を利用される方は、障害者総合支援法よりも介護保険でのレンタルが優先されます。車椅子や特殊寝台などが該当しますが、介護保険に項目のないものは、障害者総合支援法の「補装具」や「日常生活用具」での対応になります。詳しくは、担当のケアマネジャーやソーシャルワーカーへご相談ください。

